

○文部科学省・厚生労働省 告示第二号

ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成二十五年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第一号）の施行に伴い、疫学研究に関する倫理指針及びヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十五年四月一日

文部科学大臣 下村 博文
厚生労働大臣 田村 憲久

疫学研究に関する倫理指針及びヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針の一部を改正する告示

第一条 疫学研究に関する倫理指針（平成十九年文部科学省・厚生労働省告示第一号）の一部を次のように改正する。

第1の2②中「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成16年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号）」を「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成25年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号）」に改める。

第二条 （略）

附則

この告示は、公布の日から施行する。

「疫学研究に関する倫理指針」新旧対照表

改正後（平成25年4月1日一部改正）	改正前（平成20年12月1日一部改正）
<p>第1 基本的考え方</p> <p>2 適用範囲</p> <p>この指針は、人の疾病の成因及び病態の解明並びに予防及び治療の方法の確立を目的とする疫学研究を対象とし、これに携わるすべての関係者に遵守を求めるものである。</p> <p>ただし、次のいずれかに該当する疫学研究は、この指針の対象としない。</p> <p>① （略）</p> <p>② <u>ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成25年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号）に基づき実施される研究</u></p> <p>③、④ （略）</p>	<p>第1 基本的考え方</p> <p>2 適用範囲</p> <p>この指針は、人の疾病の成因及び病態の解明並びに予防及び治療の方法の確立を目的とする疫学研究を対象とし、これに携わるすべての関係者に遵守を求めるものである。</p> <p>ただし、次のいずれかに該当する疫学研究は、この指針の対象としない。</p> <p>① （略）</p> <p>② <u>ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成16年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号）に基づき実施される研究</u></p> <p>③、④ （略）</p>